

佐 本 務 発 第 9 4 9 号
平成 2 7 年 1 0 月 1 3 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

保 存	10年(平成38年3月31日まで)
有 効	平成38年3月31日まで
企画第一係	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律の施行に伴う運用上の留意事項等について（通達）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」という。）の施行に伴い、警察庁から、別添「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う運用上の留意事項等について（通達）」（平成27年9月11日付け警察庁丁総発第544号）により、運用上の留意事項が示された。

マイナンバー法に基づく「通知カード」等の取扱いは、平成27年10月5日から開始されたところであるが、同通達第2に示された解釈及び運用上の留意事項は、警察活動全般に関係するものであることから、各所属にあっては、所属職員に対して通達内容を確実に周知し、事務処理上誤りのないようにされたい。